

**「西陣を中心とした地域活性化ビジョン」推進に係る
情報発信業務の委託に係る提案の評価要領**

1 評価基準及び評価点

- (1) 評価基準及び評価点は、別紙によるものとする。
- (2) 審査員がそれぞれ採点した評価点の平均値を、提案書の評価点とする。

2 審査員

総合企画局プロジェクト推進室事業推進担当部長

総合企画局プロジェクト推進室プロジェクト推進第二課長

北区役所地域力推進室企画課長

上京区役所地域力推進室企画課長

提案書の評価基準及び評価点

1 評価基準（評価項目及び配点）

評価項目		評価事項	配点
①	現状認識及び業務実施方針	・地域の現状、課題及び本業務の趣旨を的確に把握、理解し、業務実施方針を立てているか。	10 点
②	情報発信量	・情報発信の量が十分であるか。	10 点
③	強みを活かした発信	・得意とする分野、人脈、経験、ノウハウなど、提案者の特色を活かした工夫が見られ、効果が見込める情報発信か。	10 点
④	地域活動の後押し	・地域活性化に資する活動を行っている団体、イベントを掘り起こし、情報発信できるか。	10 点
⑤	発信内容のバランス	・西陣エリアの幅広い情報発信につながる提案であるか。	10 点
⑥	受け手の行動変容	・地域住民や事業者等が「自分ごと」「みんなごと」と捉えて、行動するきっかけとなるような情報発信か。	10 点
⑦	令和 8 年度からの自走化	・持続可能な取組として、令和 8 年度からの自走化につながる提案であるか。	10 点
⑧	業務実施体制・業務実績	・本業務を確実に遂行するために必要な体制が確保・担保されているか（業務を実施するための知識や経験、ネットワークを含む。）。 ・提案内容に類似又は関連する業務を実施した実績があるか。	20 点
⑨	見積金額	・ $5 \text{ 点} \times (\text{全受託希望者の中の最低提案価格}) / (\text{受託希望者の提案価格})$	5 点
⑩	市内中小企業	・本市区域内に本店又は主たる事務所を有する中小企業者であるかどうか。	5 点

2 評価点

- (1) 評価項目：「現状認識及び業務実施方針」、「情報発信量」、「強みを活かした発信」、「地域活動の後押し」、「発信内容のバランス」、「受け手の行動変容」、「令和8年度からの自走化」、「業務実施体制・業務実績」

次の5段階で評価する。

判定	評価	評価点（評価項目番号別）	
		①、②、③、④、 ⑤、⑥、⑦	⑧
A	極めて良好	10点	20点
B	良好	8点	16点
C	普通	6点	12点
D	やや不十分	4点	8点
E	不十分	2点	4点

- (2) 評価項目：「見積金額」

5点×（全受託希望者の中の最低提案価格）／（受託希望者の提案価格）

※ 小数点以下切り捨て

- (3) 評価項目：「市内中小企業」

京都市公契約基本条例における市内中小企業かどうかを次のとおり評価する。

判定	評価	評価点
A	該当する	5点
B	該当しない	0点